

年度 2009 学期 後期	曜日・校時 金 1	必修選択 選択	単位数 2
授業科目/(英語名)		日本国憲法(憲法と他の法律との関わり) The Constitution of Japan (The relationship between the Japanese Constitution and other laws.)	
対象年次 1・2 年次	講義形態 講義	教室	
対象学生(クラス等)	全学部	科目分類 人文・社会科学科目	
担当教員(科目責任者) / E メールアドレス/研究室/TEL/オフィスアワー 担当教員: 米倉幸生 /Eメールアドレス:yonekura@n-junshin.ac.jp /研究室:非常勤講師控室 /TEL:095-846-0084(長崎純心大学-代表番号) / オフィスアワー:1 校時終了後 30 分程度 他は事前に電話・メールで予約を			
担当教員(オムニバス科目等)			
授業のねらい/授業方法(学習指導法)/授業到達目標 授業のねらい: 憲法は全ての法律の指針となる基本法です。基本法は他の法律によって具体化されていきます。憲法に処罰規定が無いことは、その表れの 1 つと言えるでしょう。そこで後期の憲法は、憲法そのものではなく他の法律との関わりの中で憲法を考えることを目的とします。 授業方法: 講義形式を原則としますが、受講生の人数によっては課題を与えそれに基づくディスカッションを行なうことや、グループごとの発表とディスカッションという形式も加えます。出席するということを重視しますので、毎回課題のプリントを配布し授業終了時に回収します。内容の正確性は大切ですが、それよりもまず自分の言葉で述べることを意識してまとめてください。 授業到達目標: 日常生活を送る中で、私たちがいかに多くの法律に囲まれて過ごしているかということを理解すること、それらの法律の基本原則や解釈そして事例を知ること、法律を身近なものとして捉え、法律とそれに関わる諸問題に接する態度(姿勢)を構築することを目指します。			
授業内容(概要)/授業内容(毎週毎の授業内容を含む) 授業内容(概要) 本講義のサブタイトルは「憲法と他の法律との関わり」です。前期のシラバスでも述べましたが、 憲法は最初に学び最後に考えるべきものです。憲法問題は、それぞれの分野の法律が対応できないとき、あるいは法律そのものの正当性が疑われるとき初めて浮上してきます。そこで、個々の法律の中に含まれている問題から憲法を考えていきます。 第1回 授業内容の説明、進め方・評価方法解説、法と法律 第2回 法に関する 2 つの体系 第3回 基本法という意味、適用順位 第4回 民法との関連①: 人の始期、人の種類、権利と義務 第5回 民法との関連②: 物の支配と人の支配 第6回 民法との関連③: 両性の平等―婚姻 第7回 商法との関連: 新たな人＝法人 第8回 刑法との関連①: 罪と罰とその主体、罪刑法定主義 第9回 刑法との関連②: 責任(正当防衛と緊急避難) 第10回 刑法との関連③: 刑罰論(死刑制度が抱える問題) 第11回 国際法との関連①: 国籍 第12回 国際法との関連②: 戦争(PKO の意義と問題) 第13回 個別テーマ①: 成年後見制度 第14回 個別テーマ②: 更生保護 第15回 まとめ: 基本法としての憲法+定期考査			
キーワード			
教科書・教材・参考書	六法全書は必携。(出版社は問わないが、他の法律の引用もあるので必ず最新版を用意すること) 内容が多岐にわたるため特定の教科書は用いず、そのつど資料・プリントを配布する。 英語の文献を読む場合は、英語辞書。		
成績評価の方法・基準等	出席点:20% 課題提出 20% 定期試験(論述)60% 出席点重視。レポートは出さない。英語の文献を読む可能性もあるが、特に語学力は必要としない。 また、外国語の出来・不出来は評価対象としない。 論述は、結論よりも論旨が首尾一貫していること、根拠に基づく記述であることを評価対象とする。		
受講要件(履修条件)			
本科目の位置づけ/学習・教育目標			
備考(準備学習等)			